

滋賀県病児保育施設整備費補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、滋賀県病児保育施設整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付については病児保育事業を実施するための施設整備事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、市町が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定により策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく病児保育事業を実施するための施設（以下「病児保育施設」という。）の整備を促進することにより、病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「病児保育施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第13項に基づく病児保育事業を実施するための建物をいう。

第4条 この要綱において、「整備」とは、次の表の整備区分に掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに病児保育施設を整備すること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
拡張	既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕	平成27年7月13日府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（以下「通知」という。）」の第4により整備すること。
応急仮施設整備	通知の第6により整備すること。

(補助の対象)

第5条 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。（ただし、国庫補助対象となった事業に限る。）

- (1) 市町が設置する第3条に定める病児保育施設の整備
- (2) 市町が、この補助金を財源の一部として、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人、日本赤十字社およびその他児童福祉法第6条の3第13項に基づき事業を実施する市町が認めた者（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する第3条に定める病児保育施設の整備に対して行う補助

（補助金の対象外）

第6条 この補助金は、次に掲げる費用については補助金の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収または整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用
- (5) その他整備費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

第7条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 市町が病児保育施設の整備を行う場合

別表1の第3欄の種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（ただし、国庫補助基本額を上限とする。以下「補助基本額」という。）に第6欄に定める県の負担割合を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

- (2) 市町が社会福祉法人等が行う病児保育施設の整備に対して補助を行う場合

(1)に定める方法と同様の方法による（ただし、その費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額は控除しないものとする。）

（財政上の特別措置）

第8条 次に掲げる施設の整備事業に係る交付金の交付額の算定にあつては、別表2に基づき、交付額を算定するものとする。（この場合の交付額の算定方法は、第7条による。）

ただし、対象となる施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、算出された補助基準額に、0.08を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

- (1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合
- (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定し

た市町の基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した当該市町の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前 3 か年度内の各年度に係るものを合算したものの 3 分の 1 の数値が 0.4 未満である市町の区域内にあるものに限る。（創設を除く。））

（交付の条件）

第 9 条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（1）市町が病児保育施設の整備を実施する場合

ア 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

イ 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（ア）建物の規模または構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

（イ）建物等の用途

ウ 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

エ 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

オ 事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに事業により取得し、または効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械および器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定より内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはならない。

カ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。

キ 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第 6 号により速やかに知事に報告しなければならない。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部を県に納付させることがある。

ケ 事業に係る歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつ、証拠書類を事業の完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、または効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するいずれかの遅い日まで保管しておかななければならない。

- コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- サ 市町以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- シ この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、または、公益財団法人 J K A もしくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。
- (2)市町が社会福祉法人等に対して、この補助金を財源の一部として補助金を交付する場合、以下の条件を付さなければならない。
- ア (1) のア、イ、ウ、エ、カ、キ、コ、サおよびシに掲げる条件
この場合において、「知事」とあるのは「市町長」と、「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。
- イ 事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに事業により取得し、または効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械および器具については、適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはならない。
- ウ 事業に係る収支および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支および支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業の完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。
ただし、事業により取得し、または効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するいずれかの遅い日まで保管しておかななければならない。
- エ 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第 6 号により速やかに知事に報告しなければならない。
なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（または一支社、一支所等）であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部（または本社、本所等）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- (3) (2)により付した条件に基づき市町長が承認または指示をする場合には、あらかじめ知事の承認または指示を受けなければならない。
- (4) 市町または社会福祉法人等から財産の処分による収入の全部または一部の納付があった場合には、その納付額の全部または一部を県に納付させることがある。

(申請手続)

第 10 条 市町長は、様式第 1 号による申請書を知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(変更申請手続)

第11条 補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、前条に定める申請手続に従い行うものとする。

(交付決定)

第12条 この補助金の交付の決定は、次により行うものとする。

- (1) 県は、交付申請書または変更交付申請書が到着した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定または決定の変更を行うものとする。
- (2) 市町は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から1か月以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第13条 病児保育施設整備に係る工事に着工したときは、様式第2号により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については、様式第3号により毎年度12月末日現在の状況を翌月10日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助金の事業実績の報告について、市町長は、様式第4号による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（第8条（1）ウまたは（3）により事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）または翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

2 規則第13条の規定による額の確定は、前項の規定による実績報告を受理した日から起算して30日以内に行うものとする。

(補助金の支払)

第15条 この補助金の支払は次により行うものとする。

- (1) 精算払とする。
- (2) 補助金の交付請求は、規則第15条に定める様式により、規則第13条の通知を受理した日から10日以内に請求するものとする。
- (3) 知事は、（2）による適法な交付請求書を受理した日から30日以内に補助金を交付するものとする。
- (4) （1）から（3）までの規定にかかわらず、知事が特に必要と認めるときはこの限りではない。この場合、知事は別に通知するものとする。

(財産処分)

第16条 規則第19条本文に規定する財産処分についての知事の承認を受けようとするときは、様式第5号により財産処分の承認申請を行うものとする。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 補助事業者が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合
- (2) 適化法施行令第14条第1項第2号の規定より内閣総理大臣が別に定める期間を経過した場合

(その他)

第17条 特別の事情により、第7条、第10条、第11条および第14条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

付 則

この要綱は、平成28年10月31日から施行し平成28年度分の予算より支出する補助金から適用する。

付 則 (平成29年10月6日滋子青第2234号)

この要綱は、平成29年10月6日から施行し平成29年度の予算から支出する補助金から適用する。

付 則 (平成30年6月29日滋子青第1782号)

この要綱は、平成30年6月29日から施行し平成30年度の予算から支出する補助金から適用する。

付 則 (令和元年6月25日滋子青第1627号)

この要綱は、令和元年6月25日から施行し令和元年度の予算から支出する補助金から適用する。

付 則 (令和2年7月30日滋子青第1824号)

この要綱は、令和2年7月30日から施行し令和2年度の予算から支出する補助金から適用する。